

# 年金だより

## 改善された年金制度

国民年金制度は年々内容が改善されていますが、今年も去る五月十日の国会で法律が改正されました。

今回の改正は、老齢福祉年金を初めとする各種福祉年金を引き上げ、拠出制年金の物価スライドによる年金額引き上げ、そのほか無年金者救済のため特例納付制度が設けられました。

この特例納付とは、過去の時効となった保険料を、一か月四、〇〇〇円で納めることができるというものです。これは過去の強制加入期間だけに限られますが、この制度により今まで年金をあきらめていた人にも希望の光がさしこんだこととなります。

主な改正内容は次のとおりです。

### 福祉年金

年金種別	改正前(月額)	改正後(月額)
老齢福祉年金	15,000円	16,500円
障害福祉年金	1 級	22,500円
	2 級	15,000円
母子、準母子年金	19,500円	21,500円

### 拠出年金

年金種別	改正前(月額)	改正後(月額)
老齢年金	25年納付	35,558円
	10年年金	22,425円
	5年年金	16,408円
障害年金	1 級	45,125円
	2 級	36,100円
母子、準母子、遺児年金(子等1人)	36,100円	38,508円

### 保険料

54年4月から	1カ月 3,300円	55年4月から	1カ月 3,650円	54年度の スライド率
---------	---------------	---------	---------------	----------------

特例納付 53年7月1日～55年6月30日まで  
1カ月 4,000円

## 過去の保険料が

## 納められます

国民年金で老齢年金を受けるには二十五年以上(生年月日により図表のように短縮される)保険料を納めなければなりません。

うっかり納め忘れた場合、二年前まではさかのぼって納めることができますが、それ以上過ぎてしまうと納めることができません。

このよう

な人達

に最後

のチャン

スとして、

五十三

年七月

一日から

五十五年

六月三十

日までの

### 資格期間の短縮表

53.4.1 現在の年齢	生年月日	受給資格期間
66歳～62歳	明44.4.2～大5.4.1	10年
61歳	大5.4.2～大6.4.1	11年
60歳	大6.4.2～大7.4.1	12年
59歳	大7.4.2～大8.4.1	13年
58歳	大8.4.2～大9.4.1	14年
57歳	大9.4.2～大10.4.1	15年
56歳	大10.4.2～大11.4.1	16年
55歳	大11.4.2～大12.4.1	17年
54歳	大12.4.2～大13.4.1	18年
53歳	大13.4.2～大14.4.1	19年
52歳	大14.4.2～大15.4.1	20年
51歳	大15.4.2～昭2.4.1	21年
50歳	昭2.4.2～昭3.4.1	22年
49歳	昭3.4.2～昭4.4.1	23年
48歳	昭4.4.2～昭5.4.1	24年
47歳～37歳	昭5.4.2～昭16.4.1	25年

〇〇〇円で過去の未納期間について、保険料を納めることができる特別納付の制度ができました。

この特例納付を利用できる人は、明治四十四年四月二日以降生れの人で、強制加入期間に限られますが、あなたがもし、年金を受ける

のに期間が不足しているようでしたら、絶対この機会を逃さないでください。

なお、サラリーマンの妻及び、恩給受給者とその配偶者は任意加入者なので、対象になりません。

詳しくは、役場年金係でお尋ねください。

電話 (4) 一二一一  
有線 二〇三〇三

## 町内野球大会

## 速報

七月十六日、Bゾーンの三回戦四試合が行われました。これにより、ベスト8が決まり、七月二十三日準決勝進出をかけた熱戦が展開された結果、Aゾーンより椎名畜産チーム、木戸Aチームが、Bゾーンより、宝米Aチーム、二又フェニックスが、勝残り優勝をかけた戦うことになりました。

結果 三回戦 (七月十六日)

宝米 A	9-0	篠本メッツ
ケロヨン	3-2	東 食
サファイヤ	4-3	小 川 台
二又フェニックス	3-0	西 高 野
準々決勝 (七月二十三日)		
椎名畜産	4-1	新 井 A
木戸 A	15-13	谷 中
宝米 A	7-3	ケロヨン
二又フェニックス	4-1	サファイヤ